公　告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和２年10月９日

全国健康保険協会福井支部
支部長　　畑　秀雄

１　企画競争に付する事項

電話応対研修及び電話応対調査業務委託

２　企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）　全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
（2）　令和１・２・３年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
（3）　保険者から本研修と同様の研修を受託した実績があり、経験・実績を持ち合わせている講師の派遣が可能であること。
（4）　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
（5）　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
（6）　当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
（7）　全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
（8）　厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、直近１年間について保険料に未納がない者であること（健康保険組合等の適用をうけている者にあっては、厚生年金保険料に未納がないこと）。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近１年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
（9）　損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
（10）その他、企画競争実施要領及び仕様書に定める条件を満たす者であること。

３　契約候補者の選定

企画競争説明書及び仕様書に基づき提出された見積書及び企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

４　企画競争実施要領等を交付する日時及び場所

（1）　日時　令和２年10月９日（金）～令和２年10月21日（水）
（2）　場所　福井市大手３－４－１　福井放送会館５階
全国健康保険協会福井支部　企画総務グループ　担当：水口
電話：0776－27－8301

5　企画競争実施要領等に関する質問の受付及び回答

質問は、下記により電話にて受け付ける。

（1）受付先　　下記記載の【本件担当・連絡先】

（2）受付期間　　令和 2 年 10 月 16 日（金）午後 12 時 00 分まで

（3）回　答　　受付日の翌営業日までに行う。

6　見積書及び企画書等の提出期限等

（1）提出期限　　令和 2 年 10 月 21 日（水）午後 5 時 00 分まで

（2）提出先　　４（2）に同じ

（3）提出方法　　持参による提出もしくは郵送によるものとする。

郵送の場合は書留などの追跡可能な方法によるものとし、提出期限必着とする。

7　企画書等の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加条件に違反した者または競争参加資格に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画書等は、無効とする。

8　その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約保証金

全額免除とする。

（3）契約書作成の要否　　否（請書を徴する）

（4）手続きにおける交渉の有無　　無

（5）詳細は企画競争説明書及び仕様書による。

【本件担当・連絡先】

住所：福井市大手 3－4－1　福井放送会館 5 階

全国健康保険協会福井支部

担当：企画総務グループ　水口

電話：0776－27－8301

FAX：0776－27－8306

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条　企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

（1）契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

（2）破産者で復権を得ない者。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条　企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

（1）契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

（5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者

（6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

（7）前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

２　企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

３　第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会職員就業規則（一部抜粋）

（退職後の私企業からの隔離）

第 16 条　職員は、退職後 2 年間は、営利企業の地位で、その退職前 5 年間に在職していた職務と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、当該営利企業への就職により業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合で、協会の承認を得た場合には、これを適用しない。